

介護サービスを利用される被災者の皆様へ

平成24年3月1日以降も、引き続き、介護サービスの利用者負担の減免が受けられます。

1. 減免を受けることができる対象者及び期限
 - 東京電力福島原発事故による警戒区域等の被保険者の方
→ **平成25年2月28日まで**
 - 上記警戒区域等以外の被保険者の方については、市町村によっては**平成24年9月30日まで**延長される場合があります。詳細は自身が加入する各保険者(市町村)にお問い合わせください。

(利用者負担が減免される方)

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した方を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する方
 - ① 主たる生計維持者が住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた方
 - ② 主たる生計維持者が死亡し又は心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院し収入が減少した方
 - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方
 - ⑥ 東京電力福島原発事故に伴い、政府の避難指示（警戒区域）、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象になっている方
 - ⑦ 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている方

2. 以下の市町村の方は、免除証明書の有効期限が「平成24年2月29日」となっている場合でも、平成24年9月30日まで、引き続き使用することができます。 ※ 「平成24年2月29日までの間において厚生労働大臣が定める日まで」となっているものも同様の取扱いとします。

県名	市町村名
福島県	福島市、いわき市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、天栄村、中島村、古殿町、三春町

なお、以下の町村の方は、引き続き、免除証明書の提示が不要です。

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村

◎ ご不明な点があれば、市町村の窓口にお問い合わせください。

※1 介護保険施設等の食費・居住費等の減免については、平成24年2月29日までとなります。

※2 平成24年度介護保険料の減免については、各市町村にお問い合わせください。